令和６年度佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、利用対象施設の職業指導員、生活支援員若しくは指導員（以下「職業指導員等」という。）に対し、農業に関する専門家（農家等）による指導助言を行うことにより、農業分野における障害者の福祉的就労の機会の創出・拡大を支援し、障害者の賃金・工賃の向上及び地域における農業の維持等を図るため、佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣事業（以下「アドバイザー派遣事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「佐賀県農福連携農業技術アドバイザー」とは、次の各号の

いずれにも該当する者をいう。

1. 障害福祉に対して理解のある者
2. 農業に関する知識及び経験を有する者
3. 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは、暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

（事業の内容）

第３条　この事業の内容は、佐賀県農福連携農業技術アドバイザー（以下「アドバイザー」

という。）の登録及び派遣に関する業務とする。

（利用対象施設）

第４条　この事業の利用対象施設は、本県内に事業所を有し、農業を営んでいる（営む予定の）次の（１）～（３）の事業所（以下「施設」という。）とする。

1. 就労継続支援A型事業所（経営改善計画若しくは賃金向上計画を佐賀県に提出している事業所又は県が認めた事業所）
2. 就労継続支援B型事業所
3. 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について、県が認めた事業所

（アドバイザーの登録）

第５条　アドバイザーとして登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、佐賀県

農福連携農業技術アドバイザー登録申請書（別記第１号様式）に知事が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、アドバイザーと　しての登録の可否を決定したときは、佐賀県農福連携農業技術アドバイザー登録（却下）決定通知書（別記第２号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

３　知事は、前項の規定によりアドバイザーとして登録を決定したときは、佐賀県農福連携農業技術アドバイザー登録台帳（別記第３号様式。以下「台帳」という。）に登録する　　　ものとする。

（内容変更、辞退及び取消し）

第６条　台帳に登録されたアドバイザー（以下「登録アドバイザー」という。）は、登録

内容に変更があった場合は、速やかに佐賀県農福連携農業技術アドバイザー登録事項　変更届（別記第４号様式）により知事に届けなければならない。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、登録内容の変更を行うものとする。

３　登録アドバイザーは、台帳への登録を辞退するときは、速やかに佐賀県農福連携農業

技術アドバイザー登録辞退申出書（別記第５号様式）を知事に提出するものとする。

４　知事は、登録アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、台帳への登録を取り消すことができる。

1. 事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
2. 実施報告において、支援の内容が適切でないと認められる場合
3. 心身の故障のため、登録アドバイザーとしての業務遂行能力を欠くに至ったと認められる場合
4. この要綱に違反した場合

（登録アドバイザーの責務等）

第７条　登録アドバイザーは、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、また、同様とする。

（派遣業務の内容）

第８条　登録アドバイザーは、農業を営む施設の職業指導員等に対し、農業技術に係る指導　及び助言を行う。

　（派遣の申請）

第9条 施設は、登録アドバイザーの派遣を希望するときは、佐賀県農福連携農業技術

アドバイザー派遣申請書（別記第６号様式。以下「派遣申請書」という。）により、知事に申請するものとする。

　　但し、1事業所当たりの謝金対象時間数（活動時間数の合計について30分未満の端数が生じた場合は切り捨て、端数が30分以上の場合は１時間に切り上げたもの）は40　　時間を限度とする。

（派遣の決定等）

第10条　知事は、前条の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、登録アドバイザーの派遣の可否を決定し、その旨を佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣（却下）　決定通知書（別記第７号様式）により、当該施設に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　登録アドバイザーは、業務を行ったときは、速やかに佐賀県農福連携農業技術　アドバイザー派遣実施報告書（別記第８号様式。以下「実施報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

（謝金の支払）

第12条　知事は、前条の実施報告書の提出があったときは、内容を審査し、謝金を支給　　することが適当であると認めたときは、予算の範囲内で１時間当たり２，０００円の額に当該活動時間数の合計から算出した謝金対象時間数を乗じて得た額を支給する。

　　但し、謝金対象時間数は、第10条により決定・通知した時間数を上限とする。

２　前項の謝金については、施設に負担を求めない。

３　第１項の場合において、次のいずれかに該当するときは、謝金を払わないことができる。

1. 実施報告書の内容に不備があるとき。
2. 実施報告書の内容が虚偽であると認められるとき。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年７月３日から施行する。